



秋田県公報

目次

ページ

告示	
県議会臨時会の招集(二八五・財政課)……………	1

告 示

秋田県告示第二百八十五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百二条第三項の規定に基づき、平成十六年四月一日に、秋田県議会臨時会を秋田市に招集し、同条第四項の規定に基づき、付議すべき事件を次のとおり告示する。

平成十六年三月二十五日

秋田県知事 寺田典城

- 一 公立大学法人国際教養大学の中期目標について
- 二 公立大学法人国際教養大学が徴収する料金の上限に関する認可について
- 三 財産の処分について
- 四 交通事故に係る和解及び損害賠償の専決処分報告
- 五 交通事故に係る和解及び損害賠償の専決処分報告
- 六 交通事故に係る和解及び損害賠償の専決処分報告
- 七 交通事故に係る和解及び損害賠償の専決処分報告

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話 (0862) 876600
FAX (0863) 000505
E-mail: matsubara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄